

国内学会誌における著作権の取り扱い調査
および著作権規定の方向性の検討

報告書概要

独立行政法人 科学技術振興機構

目次

1. 調査概要.....	1
1.1 調査の背景、目的.....	1
1.2 調査の全体像.....	2
2. 結果概要.....	3
2.1 著作権の取り扱い実態調査結果.....	3
2.2 著作権規定の方向性の検討.....	6
3. 著作権規定雛型とその解説.....	8
3.1 著作権規定雛型の考え方.....	8
3.2 選択規定について.....	8
3.3 選択規定を採用する場合の留意事項.....	8
別添 1 著作権規定雛型 学会帰属版.....	10
別添 2 著作権規定雛型 著作者帰属版.....	13

1. 調査概要

1.1 調査の背景、目的

1.1.1 背景

近年の学術雑誌の電子化により、論文や記事などのコンテンツ(以下、基本的には査読付論文)は冊子体のコンテンツと比較して流通させやすく、利用しやすくなっている。また、著者による機関リポジトリ等への論文の登載といった新たな流れも加速してきている。

一方で、コンテンツの流通を左右する学術雑誌の著作権規定については、現状では「A学会誌に掲載された論文の著作権はA学会に帰属する」という記載が多く見受けられ、この記載だけでは不十分ではないかとも報告されているが、法律家のチェックを受けられる学会は少ないという結果も示されており、これに呼応するように一部の学会からは「学会の著作権規定についての雛型や考え方を整理して提示してほしい」という要望も寄せられていた。

このように、コンテンツの著作権の取り扱いについては、学会(発行者)をはじめとして、著者・読者ともに新しい流れの中で試行錯誤している状況であり、各コンテンツについて共通の理解の下に定められた著作権の取り扱いが求められている。

1.1.2 目的

本調査の目的は次の二点である。

- 国内の学術研究団体から発行される学術雑誌(以下、学会誌)における著作権の取り扱いについて調査を行い、著作権規定の現状を明らかにする。
- 調査から現状の著作権規定における課題を特定し、その対応策を検討し、著作権の取り扱いに関する方向性として提示する。

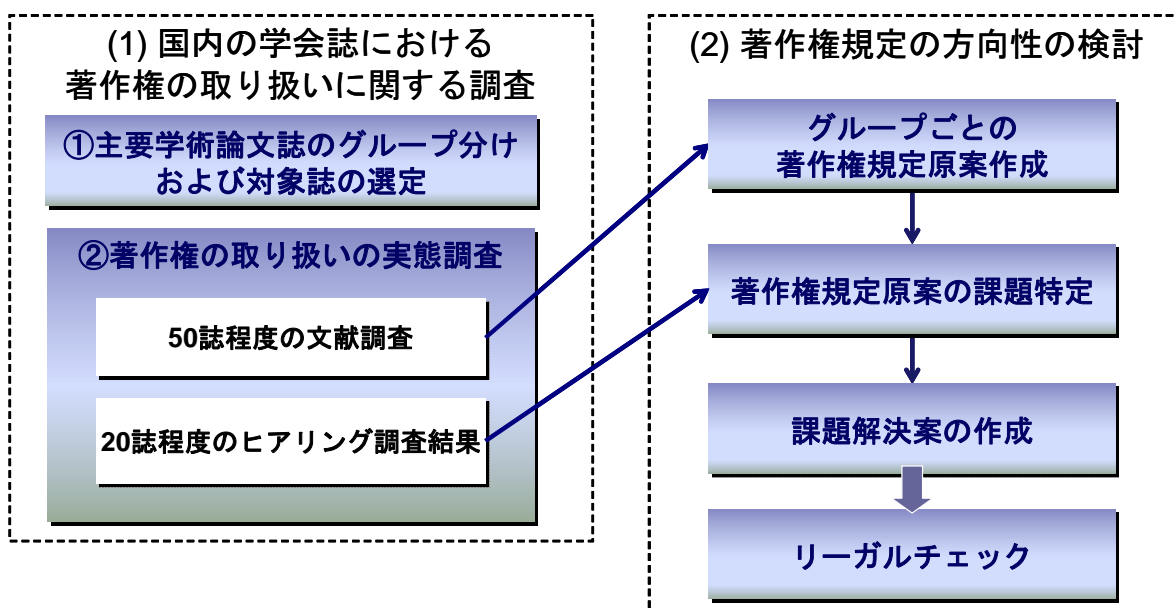
1.2 調査の全体像

本調査では、(1)国内の学会誌における著作権の取り扱いに関する調査、(2)著作権規定の方向性の検討を実施した。以下、各パートにおける概要と調査方法につき、簡単に記載する。

(1)国内の学会誌における著作権の取り扱いに関する調査では、まず対象となる学会誌を選定した上で、著作権規定がどういった特性を持っているか(どの権利に対してどういった形での宣言を行っているか)といった視点で分析を行った。また、ヒアリング調査により、学会ごとの著作権の取り扱いに関する実態についても把握を行った。

(2)著作権規定の方向性の検討では、(1)の結果を整理して著作権規定の原案を策定した。ヒアリング調査により原案に対する意見を得るとともに、実態に即した規定となるよう修正を行った。これらを踏まえ、作成した著作権規定雛型をリーガルチェックにかけ、法的妥当性を検証した。

図 1-1 本調査の全体像



2. 結果概要

2.1 著作権の取り扱い実態調査結果

著作権の取り扱いに関する調査では、所属分野、規模等を考慮し、文献調査対象となる52の学会と、各学会から一つの学会誌を選定した。次に、各学会誌の著作権規定において、学会が著作権法上のどのような権利を主張しているのかという観点で整理を行った。整理に際しては、著作権法上の権利(著作者人格権に係る3権、著作者財産権に係る11権)を基本とし、その他利用許諾などについて言及がある場合には、随時項目をつけたしていく形で整理を行った。整理結果を表2-1に示す。

表 2-1 主張している権利の整理

	学会帰属		著作者帰属		双方、その他		
	絶対数	割合	絶対数	割合	絶対数	割合	
著作者人格権	公表権(法18条)	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%
	氏名表示権(法19条)	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%
	同一性保持権(法20条)	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%
著作者財産権	複製権(法21条)	16	39.0%	5	62.5%	3	100.0%
	上演権・演奏権(法22条)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	上映権(法22条の2)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	公衆送信権等(法23条)	16	39.0%	4	50.0%	2	66.7%
	口述権(法24条)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	展示権(法25条)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	頒布権(法26条)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	譲渡権(法26条の2)	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%
	貸与権(法26条の3)	3	7.3%	0	0.0%	0	0.0%
	翻訳権・翻案権等(法27条)	12	29.3%	0	0.0%	1	33.3%
	二次的著作物の利用に関する権利(法28条)	6	14.6%	0	0.0%	2	66.7%
	利用に関する許諾	17	41.5%	2	25.0%	0	0.0%
	出所の明示(法48条)	7	17.1%	0	0.0%	1	33.3%
その他の規定	著作者の著作物利用	12	29.3%	3	37.5%	1	33.3%
	第三者への委託	5	12.2%	1	12.5%	2	66.7%
	著作者の責任	12	29.3%	2	25.0%	0	0.0%
	二重投稿	5	12.2%	1	12.5%	1	33.3%
	誓約書提出	2	4.9%	1	12.5%	0	0.0%
合計	41	100.0%	8	100.0%	3	100.0%	

赤字: 4分の1以上(25%以上)の学会で記載があった項目

上記より明らかなように、著作権の帰属は学会に帰属する場合が最も多く、全体の約8割を占めていた。この背景としては、コンテンツの流通の促進やその処理を簡便化するという観点があると考えられる。

また、学会に帰属するか、著作者に帰属するかといった著作権の帰属の考え方に違いがあったとしても、規定上の明言が多い権利に大きな差異はなく、著作権法上の権利であれば複製権、公衆送信権、翻訳権・翻案権が、その他の規定としては利用許諾、著作者の著作物利用、著作者の責任に関する規定が重要視されていることがわかった。

続いて上記の文献調査において、著作権規定における権利主張が広範に行われていた学会15学会と、権利主張範囲が比較的狭い範囲内に閉じていた学会5学会を対象として、対象とする著作物の取り扱い等に関するヒアリング調査を行った。ヒアリング結果の概要を以下に示す。

(1) 学会事務局の規模による違い

著作権規定の運用という面では、学会事務局の規模によって運用体制に大きな違いがあった。具体的には、比較的事務局要員の多い学会においては、著作権専任の理事の擁立や、著作権関連のワーキンググループの設置などにより、実際の運用面での実施体制の拡充が図られていたが、比較的事務局要員の少ない学会においては、兼任の担当者が対応を行うのみとなっていた学会も見受けられた。

(2) 学会の財源による違い

財源という観点では、学会誌による収入を主要な学会の財源として捉えているかという点で各学会間の差異が見受けられた。これは著作物の取り扱いに非常に大きな影響を与える要因であり、例えば学会誌による収入を重要視している場合であれば、対象となる著作物を機関リポジトリなどの無償公開を認めることは困難となる。そのため、大別した傾向としては、学会誌による収入を主要な財源として捉えている学会よりも、そうでない学会の方が、著作物の利用許諾を比較的自由に認めていた。

しかしながら、一部の学会では、学会誌による収入を主要の財源として捉えていながらも、機関リポジトリに対する許諾を積極的に認めている学会もあった。これは、学会の会員にとって、当該学会の会員であるということ自体が意義のあることであり、会員であることだけでも学会誌の閲覧以上のプレミアムを感じていると会員や学会自体が認識していることに起因している。そのため、たとえ学会誌に記載されている情報を無償で公開したとしても、それが会員数の減少に直結しないと考えており、そういったスタンスを保持している学会では、学会誌による収入が主要な財源となっていながらも利用許諾を広範に認めていた。

(3) 学会が所属している分野による違い

学会が所属している分野という点では、産業にどの程度当該分野が近いかという点が大きな分類観点として取り上げられる。具体的には、数学や哲学のように基礎研究に近い学会分野と比較すると、応用系の産業に近い開発分野の学会の方が、一般的な商業誌に近い著作物の取り扱いスタンスを持っていた。これには、会員として企業が多く入っていることが起因しているものと考えられる。

(4) 学会誌の国際性による違い

学会誌が国際展開をしているかどうかという点も、著作権規定の構成に大きな影響を与えていた。具体的には、海外商業出版社から出版をしている学会誌では、当該出版社の著作権規定を用いることにより、非常に詳細な著作権規定を採用しているものもあった。

こういったヒアリング結果を踏まえ、著作権規定のあり方としては、まず著作権が学会に帰属するか、著作者に帰属するかという二種類に分けた上で、利用範囲についてバリエーションを設けた形で作成することが望ましいと考えた。以下に上記の項目のうち、許諾の範囲の設定に係る2項目に対して許諾の範囲の考え方などを整理したものを示す。

表 2-2 学会の特徴と利用許諾範囲

	利用許諾範囲	
	広い	狭い
学会の財源	主要財源とみなしていない	主要財源とみなしている
学会の所属分野	基礎研究分野	応用研究分野

2.2 著作権規定の方向性の検討

著作権規定の方向性の検討にあたっては、文献調査で整理した項目から、著作権の帰属・著作人格権に関する制約・財産権の行使（複製権、公衆送信権、譲渡権、翻訳権・翻案権、二次著作物利用）・利用に関する許諾・第三者への委託・著作物の著作者利用・著作者の責任・二重投稿・紛争への対処の各項目を盛り込むこととした。さらに、各権利範囲における権利主張を緩やかに行う場合、厳しく行う場合の2パターンごとに著作権規定原案を作成し、当該原案に対する意見を聞く形でヒアリング調査を行った。なお、著作権規定原案の作成に際しては、著作権が学会に帰属する場合と著作者に帰属する場合の2ケースについて行ったため、4種類の著作権規定原案を作成した。

総論としては、著作権規定原案に対する課題点は挙げられていなかったが、多くの学会の意見として緩やかな規定（著作者にとって著作物が利用しやすく、有利となる規定）に対するニーズが高かった。

そのため、4種類作成した著作権規定原案のうち、緩やかな規定をベースとして、一部選択的に厳しい規定（著作者の利用等の権利行使を制限した規定）を選択できる形で著作権規定の雛型を作成することとした。

著作権規定の構造としては、まず目的、定義の条を設けた後、帰属、著作人格権の不行使といった、著作権関連の基本的な事項について定めた。続いて著作者による著作物の利用の条を設け、ここで著作者が所属する機関リポジトリへの許諾についても触れた。その後、第6条と第7条で著作者による保証、二重譲渡の禁止といった、学会として担保しておくべき条件について記載した。最後に第8条、第9条では訓示規定的に紛争解決や協議といった事項について、学会および著作者の協力を持って解決する旨を記載した。

なお、学会誌における著作権規定の中では、著作者の保証などに関連して誓約書の提出を求めている学会誌もあったが、別途投稿規程など関連して提出を求めている学会もあるため、本雛型では誓約書の提出に係る条項を採用しなかった。

また、これらの事項を踏まえ、学会帰属および著作者帰属の双方の著作権規定雛型をリーガルチェックにかけ、法的妥当性を検証した。

表 2-3 原案で取り上げた各権利と著作権規定雛型の条文の対応

		該当条
著作権の帰属		第 3 条
著作者人格権	公表権 (法 18 条)	第 2 条 (定義) 第 4 条
	氏名表示権(法 19 条)	
	同一性保持権(法 20 条)	
著作者財産権	複製権(法 21 条)	第 2 条 (定義) 第 3 条 (帰属) 第 5 条 (本人利用)
	上演権・演奏権(法 22 条)	
	上映権(法 22 条の 2)	
	公衆送信権等(法 23 条)	
	口述権(法 24 条)	
	展示権(法 25 条)	
	頒布権(法 26 条)	
	譲渡権(法 26 条の 2)	
	貸与権(法 26 条の 3)	
	翻訳権・翻案権等(法 27 条)	
	二次的著作物の利用に関する権利(法 28 条)	
その他の規定	利用に関する許諾	第 5 条
	出所の明示(法 48 条)	第 6 条
	著作者の著作物利用	第 5 条
	第三者への委託	第 5 条
	著作者の責任	第 6 条
	二重投稿	第 6 条
	誓約書提出	—

※対応表は学会帰属の著作権規定雛型における条文番号を基準に作成した。

3. 著作権規定雛型とその解説

3.1 著作権規定雛型の考え方

調査を通じて策定された著作権規定の雛型とその解説を次頁以降に示す。雛型は、大別して①著作権が学会に帰属する場合、と②著作権が著作者に帰属する場合の2つのケースに分けて作成した。さらに双方の場合において、学会として権利を主張する著作物の範囲、著作者による利用の許諾範囲等の項目につき選択規定を設け、各選択規定を文中赤字で示した。双方の場合についての規定の全体像を表 3-1に示す。

3.2 選択規定について

選択規定として記載している条は、特に学会ごとの著作物に対するスタンスによって規定の書きぶりに幅が出てくると考えられる部分となる。具体的には、第2条(定義)における著作物の考え方、第3条(著作権の帰属)における帰属のタイミング、第4条(著作者人格権の不行使)における著作者への通知、第5条(著作者による著作物の使用)における利用許諾範囲、第6条(著作者による保証等)における保証範囲といった各条は、今までの著作物の取り扱い、著作者との関係も然ることながら、今後どういった方向性で著作物を取り扱っていくか、また著作者と関わっていくかも踏まえて規定の採否を検討する必要がある。

特に利用許諾範囲については、機関リポジトリ等への対応も踏まえ、学会としての方針と齟齬のないように規定選択を行う必要がある。

3.3 選択規定を採用する場合の留意事項

赤字で示している選択規定については、学会としての著作物の取り扱いの姿勢によって部分的に削除したとしても論理的に矛盾が少なくなるよう設定したが、一つの条文の中で一つの項だけを削除すると問題が生じるケースもある。例えば第3条を取ってみると、第2項において、投稿時に著作権が著作者から学会に移転されることを記載しており、第5項において掲載しない場合の返還の規定を記載しているが、第2項のみを採用してしまうと投稿はなされたものの掲載されない論文について著作権が著作者へ返還されないことになってしまう。そのため、選択規定の採否については、条文のレベルで判断をすることが望ましい。

表 3-1 規定の全体像

	学会に帰属する場合	著作者に帰属する場合
目的	○	○
定義	○ 選択肢: 著作物の追加 選択肢: 著作物の限定の有無(その他の有無)	○ 選択肢: 著作物の追加 選択肢: 著作物の限定の有無(その他の有無)
著作権の帰属	○ 選択肢: 帰属の例外の追加 選択肢: 2 項の譲渡及び 5 項の返還の追加	○
著作権の使用許諾	—	○ 選択肢: 学会利用時の著作者への通知の追加
著作者人格権の不行使	○	○
著作者による著作物の使用	○ 選択肢: 申請手続の詳細の追加 選択肢: 学会が承諾すべき利用形態の追加 選択肢: 申請手続が不要な利用形態の追加	○ 選択肢: 申請手続の詳細の追加 選択肢: 学会が承諾すべき利用形態の追加 選択肢: 申請手続が不要な利用形態の追加
著作者による保証等	○ 選択肢: 保証の対象の明確化(第三者の権利) 選択肢: 保証の対象(二重投稿、未発表、共同著作者の同意)	○ 選択肢: 保証の対象の明確化(第三者の権利) 選択肢: 保証の対象(二重投稿、未発表、共同著作者の同意)
二重譲渡の禁止	○	—
著作権の処分禁止	—	○
紛争解決に関する協力	○	○
協議	○	○

○: 記載のある項目、—: 記載のない項目

〇〇学会著作権規定

(目的)

第1条 本規定は、本学会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
- ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会に投稿される研究報告
 - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ④ (ウェブサイトへの掲載等、適宜)
 - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条(複製権)、第22条(上演権及び演奏権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第24条(口述権)、第25条(展示権)、第26条(頒布権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作物の権利)に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条(公表権)、第19条(氏名表示権)及び第20条(同一性保持権)に定めるすべての権利をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

- 2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
- 3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。
- 4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾(有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。)するものとする。

規定解説

(目的の項について)

この項は著作権に対する学会のスタンスを明記する項であり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが望ましいと考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

(定義の項について)

(1) は本著作権規定の対象として、どのような著作物を考えるかということを示しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とするべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいか(もしくはどの程度の範囲で著作物を利用したいか)ということと、著作者の意向が関わってくる問題となるため、検討が必要な項目となります。

(2) は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、会員「等」という表現にしています。

(3) は著作権のうち、著作財産権という権利を定義しています。著作権は大きく財産権(移転ができる権利)と人格権(移転ができない権利)の二種類に分けることができますが、そのうち移転ができる財産権(複写をする権利や配布をする権利などをいいます)について、著作権法上の規定に則って定義したものです。

(4) は前述の人格権(移転ができない権利)の、(5) は本著作権規定上での著作者の定義に関する概要です。

(著作権の帰属について)

ここでは、著作権が基本的に学会に帰属することを明記しています。しかしながら、著作者人格権は著作者にのみ認められるため、著作財産権が学会に帰属することになることを明文化しています。

赤字の選択規定は、まず2項において「いつ」帰属が発生するかを記載しているものです。これを記載することにより、トラブルが起こった際に、その当時の権利主体が誰だったのかが明確となります。

また、3項以降においては、たとえば企業会員などの場合で著作権の譲渡ができない場合の取り扱いを記載しています。まず3項で、譲渡を認めない場合にはその旨を書面で知らせること、次に4項で、たとえ譲渡がなされなかったとしても、学会がその著作権に対して使用する権利を有していることを規定しています。(使用する権利を有していないと学会は出版等ができなくなるためです。)

- 5 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合（第 2 条第 1 号②に定める著作物については、シンポジウム、全国大会、国際会議等が開催されなくなった場合をいう。）、本学会は、本著作財産権を本著作者に対して返還する。

赤字：選択規定

（著作者人格権の不行使）

第 4 条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 本学会は、本学会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

赤字：選択規定

（著作者による著作物の使用）

第 5 条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) 著作権法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用
- (3) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

（著作者による保証等）

第 6 条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

最後に 5 項では、論文が掲載されないとなった際に、著作者から譲渡を求めた著作権を、もとの著作者に返還することを記載しています。これは投稿時をもって学会に帰属することを 2 項で明記したことに対応するものですが、2 項を採用せず、掲載決定時をもって学会に著作権を譲渡するというスタンスであれば本項は必要ありません。

（著作者人格権の不行使）

本条は、前述した著作者人格権につき、学会に譲渡させることができないため、著作者が行使しないということを明示しています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されることによって、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、本項を記載しています。

選択規定としての 3 項は、学会が二次的著作物¹を作成する際に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

（著作者による著作物の使用について）

本条は、文字通り著作者による利用を学会としてどこまで許諾するかということの規定したものです。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型では、著作者が利用を希望した場合、学会に申し出れば、その利用が学会の活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2 項）

また、3 項の（1）では、著作者の所属団体の機関リポジトリであれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。たとえ所属団体の機関リポジトリであっても許諾を必要としたい場合には、本項を削除し、1 項の中で学会に申請して許諾を受けることを求める形になります。

3 項の（2）で記載している著作権法第 30 条から第 50 条の範囲での利用とは、著作権法上で認められている一般的な著作物の利用を示しています。

3 項については、著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、追加的に許諾事項を追加いただくことも可能です。

（著作者による保証等について）

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害していないこと、②二重投稿でないこと、③共同著作物である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされると、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、他の規定で代替することになります。

¹二次的著作物とは、著作物を翻訳や翻案したものを指し（著作権法第 2 条 1 項 11 号参照）、たとえば、外国語で書かれた論文を翻訳したものや、論文の見栄えを良くするために字句を容易にし図表を簡略化したものなどが当てはまります。

(二重譲渡の禁止)

第7条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(紛争解決に関する協力)

第8条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第9条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(二重譲渡の禁止について)

本条は確認のための規定として設けているもので、当然のことではありますが、学会に対して譲渡するとした著作権が他者にも譲渡されないよう規定を設けているものです。

(紛争解決に関する協力について)

本条は紛争時が起こった際、著作権者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思えます。その場合には加除修正ください。

(協議について)

本条は本規定の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第8条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。

〇〇学会著作権規定

(目的)

第 1 条 本規定は、本学会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者（以下、あわせて「会員等」という。）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

- (1) 本著作物 著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 本学会発行の出版物に投稿される論文、解説記事等
 - ② 本学会に投稿される研究報告
 - ③ シンポジウム、全国大会、本学会が主催若しくは共催する国際会議等の予稿又はプロシーディングス原稿
 - ④ (ウェブサイトへの掲載等、適宜)
 - ⑤ その他前記①から④に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 本著作者 会員等であって、著作権法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。
- (3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利を含む。
- (4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第 18 条（公表権）、第 19 条（氏名表示権）及び第 20 条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。
- (5) 本著作権 本著作財産権及び本著作者人格権をいう。

赤字：選択規定

(著作権の帰属)

第 3 条 本著作権は、本著作者に帰属する。

- 2 本著作物に関連して、本学会が創作した二次的著作物及び編集著作物の著作権は学会に帰属する。

(著作権の使用許諾)

第 4 条 本著作者は、本学会に対して、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）する。

規定解説

(※がある項は学会帰属の場合と解説が同様)

(目的の項について) ※

この項は著作権に対する学会のスタンスを明記する項であり、さらに必要に応じて学会の目指すべき方向性も記載することが望ましいと考えられます。雛型のため簡略な記載としていますが、必要に応じて加除修正ください。

(定義の項について) ※

(1) は本著作権規定の対象として、どのような著作物を考えるかということをも明記しています。一般的には論文誌等に投稿された論文が主な対象となることが想定されますが、学会の活動によってはシンポジウムのプロシーディングスなども対象とすることが必要な場合もあるかと思えます。どこまでを対象とすべきかについては、学会としてどこまでの権利を主張したいかということと、著作者の意向が関わってくる問題となるので、検討が必要な項目となります。

(2) は著作者を定義しています。著作者は基本的には学会員であることが想定されますが、学会員以外の方からの投稿を受け付けている学会向けに、学会員「等」という表現にしています。

(3) は著作権のうち、著作財産権という権利を定義しています。著作権は大きく財産権（移転ができる権利）と人格権（移転ができない権利）の二種類に分けることができますが、そのうち移転ができる財産権（複製をする権利や配布をする権利などをいいます）について、著作権法上の規定に則って定義したものです。

(4) は前述の人格権（移転ができない権利）の、(5) は本著作権規定上での著作者の定義に関する概要です。

(著作権の帰属について)

ここでは、著作権が著作者に帰属することを明文化しています。また、2 項においては、投稿された著作物に関連して、学会が作成した二次的著作物（翻訳、翻案等をしたもの）および編集したものの著作権が学会に帰属することを明記しており、これは学会が作成した学会誌の著作権までも著作者に帰属するものではないことを明示したものととなります。

(著作権の使用許諾について)

本条では、著作物を学会が自由に使用できるよう、国内外における独占的な使用権を学会が保有する旨記載しています。本条があることで、著作権が学会に帰属しないとしても、著作物の独占的な出版を担保できます。また、サブライセンスを行うことについても許諾対象としているため、第三者に対して利用を許諾することも可能となります。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学会は、本著作財産権を利用する場合、事前に本著作者に通知する。

赤字：選択規定

(著作者人格権の不行使)

第5条 本著作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
- 3 本学会は、本学会が二次的著作物を創作する場合及び第三者に本著作物の利用を許諾する場合には、本著作者にその旨を通知する。

赤字：選択規定

(著作者による著作物の使用)

第6条 本著作者は、当該本著作者が創作した本著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。

- 2 本学会は、当該本著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作者からの申請を許諾する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく本著作物を利用できるものとする。
- (1) 本著作者個人又は本著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した本著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
- (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
- (3) [適宜加除修正下さい。]

赤字：選択規定

(著作者による保証等)

第7条 本著作者は、本著作物が、①第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない or 過去に一切公表されたことがないこと、及び③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、本著作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

赤字：選択規定

2項では、選択規定として、学会が利用する際に著作者に対して通知を行う旨を規定しています。こちらは学会の負荷状況と著作者の意向を踏まえて採用をご検討ください。

(著作者人格権の不行使)

本条は、前述した著作者人格権につき、著作者が行使しないということを明示しています。著作者人格権の詳細な説明はここでは省きますが、著作者人格権を行使されることによって、著作物の公表、内容の翻案、翻訳等の編集が自由に行えなくなるため、本項を記載しています。

選択規定としての3項は、学会が二次的著作物²を作成する際に、著作者に対して通知をするという規定であり、著作者の視点に立った規定となっています。

(著作者による著作物の使用について)

本条は、文字通り著作者による利用を学会としてどこまで許諾するかということを規定したものです。本規定では、著作権は著作者に帰属することとなっていますが、第4条において学会による独占的な使用を認めていますので、第4条との関係で設置された条文となります。どこまで認めるかという点については、学会としての著作物の取り扱いの基本的な立場によって異なるものであるため、本条は特に精査してください。

現状の雛型では、著作者が利用を希望した場合、学会に申し出れば、その利用が学会の活動趣旨に反しない限り原則として認めるというスタンスに立っています（2項）

また、3項の（1）では、所属団体の機関リポジトリであれば学会の許諾を得ることなく自由に公開できるという規定を採用しています。たとえ所属団体の機関リポジトリであっても許諾を必要としたい場合には、本項を削除し、1項の中で学会に申請して許諾を受けることを求める形になります。

3項の（2）で記載している著作権法第30条から第50条の範囲での利用とは、著作権法上で認められている一般的な著作物の利用を示しています。

3項については、著作物の利用を広範に認め、流動性を高めたいという考えをお持ちである場合、追加的に許諾事項を追加いただくことも可能です。

(著作者による保証等について) ※

本条は、著作物が①第三者の権利を侵害していないこと、②二重投稿でないこと、③共同著作物である場合、投稿に際し全共同著作者の了解を得ていることを著作者に対して保証させるために設けている条文です。いずれも保証がなされないと、以後の論文公開に際し問題が生じる可能性があるものであるため、全文を雛型に含めていますが、著作権規定とは別途、投稿規程などで本条に類する規定を設けられている場合には、他の規定で代替することになります。

²二次的著作物とは、著作物を翻訳や翻案したものを指し（著作権法第2条1項11号参照）、たとえば、外国語で書かれた論文を翻訳したものや、論文の見栄えを良くするために字句を容易にし図表を簡略化したものなどが当てはまります。

(著作者による処分禁止)

第 8 条 本著作者は、本学会の書面による事前の許諾なくして本著作財産権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならない。

(紛争解決に関する協力)

第 9 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

(協議)

第 10 条 本規定に定めなき事項及び本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(著作者による処分禁止について)

本条は、著作権が著作者に帰属していることと対応し、当該著作権が著作者によって勝手に処分されることを禁ずるために設けた規定となります。著作権が処分されてしまうと、著作物に対する権利行使ができなくなってしまうため、本条を設置しています。

(紛争解決に関する協力について) ※

本条は紛争時が起こった際、著作者、学会のいずれかのみが対応に当たるのではなく、双方が協力して対応を行う旨を確認的に示しています。著作権関連で何らかのトラブルが起こった場合の基本的な対応スタンスを示すもので、学会によっては学会が主導的に対応するなどのスタンスをお持ちのところもあるかと思しますので、その場合には加除修正ください。

(協議について) ※

本条は本規定の想定外の事象が起こった際の対応の基本姿勢を確認的に示しています。第 8 条で紛争が起こった際の基本姿勢を示しているのに対し、本条はその他の場合全般に対して適用されるものです。